平成２５年（フ）第１２３号
群馬県富岡市田篠2008番地７
債務者　折茂　光雄
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　啓次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５４号
宮崎市下北方町牟タ田1193番地１、住民票上の住所宮崎市大島町平原1004番地５
債務者　安藤　正史
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１３号
愛知県あま市上萱津北ノ川３―２　スペリア甚目寺弐718、住民票上の住所熊本市西区池田２丁目25番３号
債務者　徳永　　央
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木　絹子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６２号
東京都東村山市秋津町４丁目15番地58
債務者　日留川孝尚
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福村　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
東京都東村山市秋津町４丁目15番地58
債務者　日留川美緒
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福村　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５６号
埼玉県戸田市笹目南町19番17―203号、旧住所埼玉県戸田市笹目５丁目23番地の11　メゾンロワール21―303号室
債務者　榎本　康博
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　慶一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
埼玉県熊谷市佐谷田99番地４
債務者　橋本　正史
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　智章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２００号
和歌山県橋本市高野口町応其25番地の４
債務者　矢野　増雄
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保　博之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
熊本県菊池市隈府1421番地
債務者　山内三喜雄
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第６９６号
京都市北区小山上初音町40番地５　シェモア北山405
債務者　細見　　潔
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７４号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目11番地12
債務者　中野　敬寛
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県本庄市東台１丁目５番３号　ダイアパレス本庄519
債務者　宮本かずえこと　ＭＩＹＡＭＯＴＯ　ＫＡＺＵＥ
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８４号
埼玉県熊谷市新堀1228番地２　籠原八平前市営住宅１―27
債務者　金子フクヱ
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８９号
埼玉県熊谷市小江川2201番地17
債務者　吉野　伊織
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７４号
函館市大町４番８号
債務者　是澤　梨花
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９１号
北海道二海郡八雲町富士見町146番地
債務者　香月　典子（旧姓樫野）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
長崎県五島市大荒町364番地、住民票上の前住所長崎県五島市蕨町479番地
債務者　藤原富美子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
長崎地方裁判所五島支部